

養殖、そういうものを相当期待をいたしました、それで七百四十万トンくら
い生産としては考へ得るのじやないか
ということを一応見込んでおるような
次第でございます。

樂觀し過ぎるのぢやないか、私はそぞろ
思うのですが、どうなんでしょうか。
○政府委員(高橋泰彦君) まずお尋ね
の第一点は、このたび御審議願つてお
りまする

に考えておる次第であります。
○千田正君 私は今の次長さんの御答弁はそれでいいのですが、それは一時的な価格を調整していくための、いわゆる価格安定目標として、変動する価格を一定しなれば、漁業者の経営基

ありましたように、十年後では少なくとも需要と供給との関係は万一需要追いつかないであろうかと、たどりの所得弹性値からいましてそのようなことも考えておるわけで、従つて、何と申しますか、国内の水産物に対する

返しておるわけでござりますが、しか
し、サンマ資源につきましては、まださ
だ私どもはその一部しか取ってないわ
けでございまするから、もつと調子が
伸びますれば増加する可能性があると
いうふうに考えておるわけでございま
す。

は、大体概算はそうであつて、それを標準として今度の場合の生産調整といふようなことが出てくるのだろうと思ふのですが、三十六年度、あるいは三十五年度でもけつこうですが、三十五年度もしくは三十六年度の生産数量はどうくらいになつておるのでですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 三十四年におきます農林統計によりますと、五百八十八万トンでござります。

○千田正君 そうしますと、大体四十五年度には生産を七百四十万トンと見るとしますというと、約百六十万トン増トンするという予定を立てておられるわけですね。ところが、現実において水産の資源がそれほど豊富であるかどうかという問題、それからさらに北洋漁業等においては、もうきのうきょうもいろいろ問題になつておるよう、必ずしも今までのような漁獲量を確定的に確保できるかどうかといふことも非常に疑問になつてきておる。そういうことから考えて、今度の場合の漁業生産の調整組合法の理念としましては、生産者の自主的調整によって生産活動を調整していくとはいふものの、そこぶるそこに疑問があるのですね。私はそういうふうに、必ずしも私は七百四十万トンを目標としているのは正しいかどうかということは別としまして、非常な危険な数字じゃないか、そういうことを目標にして立てる調整法であれば、これはどうも少し

谷憲男君着席」
生産調整組合法の運用による生産の調整ということが、この七百四十万トンを目標とする増産の達成に阻害要因となるのではないかということを前提としてお尋ねかと思いますが、私どもは必ずしもそうは考えないのですがございまして、この漁業生産調整組合法による生産調整は、特定の漁港に対する多獲性の魚の一時的な過剰な水揚げと申しますが、それによる魚の値段の暴落ということを防止しようと、調整しようというのが趣旨でございまして、この漁業生産調整組合の活動によつて、漁業者の生産意欲が低下するということではなくて、逆にそのような暴落現象によつて漁業者の生産意欲が低下することを防止しようということです。ございまするから、十年後におきまする意欲を低下させることとは全然ないのです。むしろそこへ持っていくためにも、一次的な現象による生産意欲の低下を防止しようということござりますので、このような制度の運用によってこそ、将来の中小企業者の経営の安定が期せられ、従つてさらに生産意欲を増加していただきまして、その後における需要の増加の見通しとバランスをとりながら健全な漁獲量の増大を期することができよう、このよ

が成り立たないから、そのための調整をしてやろうと、その意図はわかりますが、現実としてこの十カ年に百六十万トンもあるいは二百万トンもどうして増強でありますかといふ問題がその裏になければならない。それがどういうふうに、だんだん資源がなくなつておる、しかも北洋だとか、あるいは李承晚ラインだとか、あるいは南支那海であるとか、そういうところはみな国際的漁場であつて、そこにはしょっちゅう国際的なトラブルが起きていて、そして十分なる漁獲を上げ得ない現状を、どうやって打開しながらこの目標の七百四十五トンなり、あるいはそれ以上を上回るところの生産がなされるか。そういうことがはつきりしないで、魚価だけの安定だけをやるというのは、非常に一時的な姑息な手段だと私は考へるのである。生産の実態であるところの、どうしたものかを上げられるということの的な目標を立てて、それによつてやはり根本的な調整方法を考えなければうまいのではないかと私は思う。そういう点についてどうですか、はつきりした目標があるのであります。

る需要を完全にまかない切つて、しかも相当の余力をもって輸出をしてきています。日本の漁業も、このよきな状態が永々続いているかどうかについては、かなり問題があるわけでございます。従いましてこれをいかに増産を考えいくかと、いうことが当面の問題でございますが、御指摘のように国際的な漁業につきましては、各種の制約がござりますし、一方資源につきましては、やはり限界がございますので、簡単にこの生産額を紙の上でぶやすということではあってはならない。そういう安易な考え方ですと、なかなか七百四十万トンという目標すら達成できないかもわからないといふ点につきましては、私も先生の御指摘の通り非常に慎重に考えておるわけでございます。

す。それから年々マグロ漁業につきましては、増加はいたしております。これも需要の面にあわせて伸ばして参ります。まことに、かえつていろいろな混乱があるが、需要いかんによりましては、まだ伸び得る余地はあるようかというふうに考えております。また、底魚は北海だけではなくて、なお諸外国の大陸棚周辺には相当の底魚資源があるようですがござります。なおこの点につきましては、やはりもちろん外國の領土に近接するわけでござりまするから、慎重な態度をとることと、需要と見合うようなやり方が必要かと思ひまするが、いかしそのようにずっと考えて参りますと、七百四十万トンに達成するのは決して不可能ではない。現に水産物は毎年々々新しい記録を更新しております。国際的な制約にもかかわらず、生産額それ自体は毎年々々新しい記録を更新しておるのでござりますから、これはもちろん施策のよろしきを得なければならぬわけでござりまするが、日本の漁業者の優秀な技術をもってすれば、七百四十万トンを達成するのには、決して不可能ではない。この考え方を持つものでございます。

が非常に技術的に発達すればするほど、漁獲が目標に達するということはわかるが、一面それに即応して資源の方に合わないというのは、国際的な水産関係の学者の一致した意見として、日本が袋だらきになつておるわけです。これはまあここで議論してもしようがないのですが、そこであなたの方の考えは、まあこれは人口の増加、需要の伸び等によって供給不足を来たすであろうという考え方のもとにやつておるようあります。そうだとすれば、供給不足、需要の伸び、人口の増加その他によつて需要が伸びていく、供給がそれに間に合わないといふようなことから、調整の問題も出てくるだらうが、そうすれば、もつと積極的にその裏づけ工作の生産といふものを考えなければならぬと思うのですが、それはここでは、この法案が出てないからですが、沿岸漁業振興法か何かにそういう裏づけの資源の培養の問題がうたつてあるのです。どうなんですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 御指摘のように資源の問題につきましては、私も慎重にやらなきゃいけないと思います。なお、どのような水産政策でも、必ず私どもはこの資源の問題にぶつかるわけでござりまするから、従つてもし沿岸振興法というようなことになりますれば、当然それは、この資源と生産の問題についての基本的な考え方があまり盛られるべきであらうといふふうに考えております。ただ一点だけ問題になる点を申し上げますと、この資源の問題でござりまするが、確かに諸外国では特定の資源を目標にいたしまして、決してそのような考え方だけではなくて、日本の漁業の実態から見ますと、決して七百四十万トンといつ

ケ、マスの資源、それから、アメリカ

ではやはりサケマス及びハリバットの

資源といふように、諸外国では魚だつ

て、魚の中の特定の種類だけを非常に

問題にするケースが多いわけでござい

ます。

ところが日本ではなくて、早い話が、何でもこれを利用する

といふのが日本の漁業と諸外国の漁業と根本的に違う点でございます。これにはたとえ話で恐縮でござりますけれども、日本の漁業は優良な品種の草も雜草も同時に取るというのが、日本の資源の利用の仕方でござりまするけれども、日本では優良な品種だけを抜き取る、こういう漁業の仕方かとも思ひます。従いまして、雜草とともに取ると言ふで恐縮ですが、雜草とともに優良品種も取るというやり方の方が、はるかに合理的だというふうに考えておりまます。そういう考え方をとりますと、たとえば瀬戸内海の魚も御案内のように数十年前からこの漁獲減少の点が憂えられておつたわけでございますが、統計的には少なくともそれほど減退は見えず、少なくとも若干ながら増加しているような現象もござります。

○清澤俊英君 関連で一つお伺いしますが、どうも水産庁次長は、あまりあれば言われる通り樂觀しておるのじやないでしようか。ということは、あなたの方の意見として算出した数字でござ

ります。

それで、仰せのよう

に、供給と

一緒に取るから大丈夫だ

でござります。

○千田正君 これを議論していると、長くなりますから言いませんけれども、どうも高橋次長の議論は、雜草も

が、そういう一例で瀬戸内海のタイの話も出たのだが逆にどうですか、北海道のニシンなどは。これはわれわれ今

が、

たとえ話で恐縮でござりますけれども、日本の漁業は優良な品種の草も雜草も同時に取るというの

が、

資源の仕方でござりまするけれども、日本では優良な品種だけを抜き取る、こういう漁業の仕方かとも思ひます。従いまして、雜草とともに取ると言ふで恐縮ですが、雜草とともに優良品種も取るというやり方の方が、はるかに合理的だというふうに考えておりまます。そういう考え方をとりますと、たとえば瀬戸内海の魚も御案内のように数十年前からこの漁獲減少の点が憂えられておつたわけでございますが、統計的には少なくともそれほど減退は見えず、少なくとも若干ながら増加しているような現象もござります。

○清澤俊英君 関連で一つお伺いしますが、どうも水産庁次長は、あまりあれば言われる通り樂觀しておるのじやないでしようか。ということは、あなたの方の意見として算出した数字でござります。

それで、仰せのよう

に、供給と

一緒に取るから大丈夫だ

でござります。

○説明員(林田悠紀夫君) ただいまの数字でござりますが、これは農林漁業の基本問題におきまして、私たちの

応の目安として算出した数字でござ

ります。

それで、仰せのよう

に、供給と

一緒に取るから大丈夫だ

でござります。

それで、仰せのよう

に、供給と

いう経費の賦課によりまして、調整組合自身の職員をもちまして、それが各港を、主たる港を中心いたしまして、
て、生産調整事業、流通調整事業を
やっていく上におきましては、その賦課した経費によつて大体まかなつてい

○千田正君 今度の安定基金には、たとえばサンマ業者の組合から四千万円、そうでしょう。政府が八千万円ですか、あとで四千万円はどうから出るのですか。

○千田正君 県ですね。地方自治團体が四千万円、サンマ業者から四千万円、政府が八千万円、合計で一億六千万円をもつてこの安定基金とするわけですから。そこで私は、これはまあ要らない心配だと言われるかもしれないが、この間サンマ業者の諸君を打診してみますと、生産調整組合はできると、これに對しては、もちろんその組合費を払わなくちゃならないと同時に、また安定基金の方には四千万円を用意して出さなければならない。そういう四千万の金も、小さい組合でなかなか容易じやない、こういう声を聞くのですね。それはそれとして、この一億六千万円ですね。從来の経験から言えば、これだけあれば大体当該年度によつて、休まなくてはならない労働賃金、それからそれによって減価するところかへ回わたしてやるとか、あるいは加工した分の費用、あるいは船どめによつて、休まなくてはならない労働賃金、それを補正してやるというような問題を総合しまして、一億六千万円ができる

り、生産調整組合の自主的な生産調整が働きかけてそれは総力をあげてこれを押えるんだという一つのささえがありますと、この金額としては御指摘のように計算上全部をささえることは不可能なささえがありますれば、キロ十一円よりもさらに暴落いたしまして、ほとんどもう何と申しますか、漁業者の言葉でいいますと、恐怖相場といいますか、捨て値といいますか、そういうような程度に価格がものすごく恐怖的に下がることをささえることができます。そこの点は確かにその私の説明それはもうそういう精神的なことを言ってもしようがないじゃないかというおしかりを受けることは覚悟はしておりますが、やはりこれは非常に鮮度と申しますか、なま魚と申しますか、その改命的な商品としての欠陥がございまして、とうてい考え方られないぐらいの暴落の現象に対して、あるささえの制度をとる場合にはこれはかなりささえになるということを過去私ども経験しておりますし、その計算から見ますと、確かにこれだけでは足りないと、御指摘はあるのでありますけれども、これはぜひやらして見ていただきたい。このような制度的な裏打ちがあれば、おそらく今後はキロ十一円より下がるようなことは、少なくとも下がるかもわからぬという非常に大きな漁業者の不安、加工業者の不安、冷蔵業者の不安、これを解消することができるのではないか、こう私考えるのでございます。で、事例的に申しますと、たとえば冷蔵庫が非常に漁価の暴落に対しましてささえになることは、これは

もう諸先生のかねがね御指摘を受けて
いる通りでございますが、しかしど
こまで下がるかわからないということ
になると、冷蔵庫も実は魚を買うこと
を控えることになるという状況に相な
るのであります。従つて私どもはサン
マかすの価格等から考えまして、十一
円も下がることはまず万ぞういうこと
はもう恐怖相場であつて、そういうこ
とはないのだということを想定してこ
れらの政策をとりますすれば、加工業者
も冷蔵業者もその価格で買い進むこと
が可能になつてくるとこう考えておる
わけでございます。

いろいろ申し上げましたか、要約い
たしますと、金額的には確かに計算上
十分だということは、あるいは申せな
いかとも思いますが、この制度並びに
今年度予算でわれわれの考へております
はいろいろな市況通報につきまして
も、新たに費算を組ましていただきま
したので、それらと一緒になつてやれ
ば、私はやれるのじやないかといふ
うに現在考へておるわけでございま
す。

まで何回となく零細農民がぶつかってきたのです。たとえば幾らりっぱな制度を作つても、現実においては一文の金もない、あすの生活にも窮するといふ場合には、やむを得ず商人に対してみすみす損だと思つても、軒先売りをしなければならないような場合がたびたびあつた、そういうことが漁業にもないと私は言えないと思ひます。だからこそ、こういう制度が出ていると思うけれども、それに対して十分な措置ができるという御自信をもつてゐるようでありますけれども、私は非常にそれが必ずしもそうではない、だからこの調整組合ができた場合に、かりにそういうお人たちが出て、これがお互いの協約を破るようなことがあり得ると思う。それに対して別に制限とか罰則というものはつけてないのでありますか。

うわけでございまして、個人として、はこれなら自信があると、こう思いますが、それけれども、しかし諸外国では例がございますけれども、何さま日本ではまだやつたことのない事業でございまするので、その点一そら氣をつけまして、自信はござりまするけれども、ただいまの御指摘のように一そら氣をつけてやつて参りたいと、こう思つております。なお、生産調整組合の調整の問題でござりまするが、まず法律関係並びに方針につきまして漁政部長より御説明申し上げます。

○説明員(林田悠紀夫君) 生産調整組合の組合員が調整規程に服従しないと

いう場合につきましては、この十六条によりまして、調整規程に違反した組合員に対して過怠金を課することがで

それから組合員以外のアウト・サイ

ダ―につきましては、農林大臣が規制命令を出すようにしてござります。

それから組合員に対して罰則を課す

ことにしております。

○千田正君 私はまた勉強してからお尋ねするとして、最後に一点、これは政務次官とそれから次長にお伺いしたい

のですが、いろいろ考えてみて、さつ

きも申し上げた通り、必ずしも私は普

通の場合は一億六千万円程度でいか

もしらぬけれども、実際にやつてくる

と、もつと資金が必要な場合もある

し、そういう場合に対処しましてある

程度永久的な設備たとえば冷蔵庫だ

わけだから、それに対して補てん金と

申しますか、そういうふうに使つたら

におけるところの資金の原資として、

どうかというような御意見もございま

して、これだけではございませんが、

先般来ここで問題になりましたいわゆ

る外国から輸入するフィッシュ・ミー

ル等のこの資金操作の面で、たとえば

今は食糧特別会計の中で操作する

と、そういう安いものが向こうから

まだやつたことのない事業でございま

するので、その点一そら氣をつけまし

て、自信心はござりまするけれども、た

だいまの御指摘のように一そら氣をつ

けてやつて参りたいと、こう思つてお

ります。なお、生産調整組合の調整の

問題でござりまするが、まず法律関係

並びに方針につきまして漁政部長より

御説明申し上げます。

○説明員(林田悠紀夫君) 生産調整組

合の組合員が調整規程に服従しないと

いう場合につきましては、この十六条によ

りまして、調整規程に違反した組合員に

對して過怠金を課することがで

きるようにしてござります。

それから組合員以外のアウト・サイ

ダ―につきましては、農林大臣が規制

命令を出すようにしてござります。

それから組合員に対して罰則を課す

ことにしております。

○千田正君 私はまた勉強してからお

尋ねるとして、最後に一点、これは政

務次官とそれから次長にお伺いしたい

のですが、いろいろ考えてみて、さつ

きも申し上げた通り、必ずしも私は普

通の場合は一億六千万円程度でいか

もしらぬけれども、実際にやつてくる

と、もつと資金が必要な場合もある

し、そういう場合に対処しましてある

程度永久的な設備たとえば冷蔵庫だ

わけだから、それに対して補てん金と

申しますか、そういうふうに使つたら

におけるところの資金の原資として、

どうかというような御意見もございま

して、これだけではございませんが、

先般来ここで問題になりましたいわゆ

る外國から輸入するフィッシュ・ミー

ル等のこの資金操作の面で、たとえば

今は食糧特別会計の中で操作する

と、そういう安いものが向こうから

まだやつたことのない事業でございま

するので、その点一そら氣をつけまし

て、自信はござりまするけれども、た

だいまの御指摘のように一そら氣をつ

けてやつて参りたいと、こう思つてお

ります。なお、生産調整組合の調整の

問題でござりまするが、まず法律関係

並びに方針につきまして漁政部長より

御説明申し上げます。

○説明員(林田悠紀夫君) 生産調整組

合の組合員が調整規程に服従しないと

いう場合につきましては、この十六条によ

りまして、調整規程に違反した組合員に

對して過怠金を課することがで

きるようにしてござります。

それから組合員以外のアウト・サイ

ダ―につきましては、農林大臣が規制

命令を出すようにしてござります。

それから組合員に対して罰則を課す

ことにしております。

○千田正君 私はまた勉強してからお

尋ねるとして、最後に一点、これは政

務次官とそれから次長にお伺いしたい

のですが、いろいろ考えてみて、さつ

きも申し上げた通り、必ずしも私は普

通の場合は一億六千万円程度でいか

もしらぬけれども、実際にやつてくる

と、もつと資金が必要な場合もある

し、そういう場合に対処しましてある

程度永久的な設備たとえば冷蔵庫だ

わけだから、それに対して補てん金と

申しますか、そういうふうに使つたら

におけるところの資金の原資として、

どうかというような御意見もございま

して、これだけではございませんが、

先般来ここで問題になりましたいわゆ

る外國から輸入するフィッシュ・ミー

ル等のこの資金操作の面で、たとえば

今は食糧特別会計の中で操作する

と、そういう安いものが向こうから

まだやつたことのない事業でございま

するので、その点一そら氣をつけまし

て、自信はござりまするけれども、た

だいまの御指摘のように一そら氣をつ

けてやつて参りたいと、こう思つてお

ります。なお、生産調整組合の調整の

問題でござりまするが、まず法律関係

並びに方針につきまして漁政部長より

御説明申し上げます。

○説明員(林田悠紀夫君) 生産調整組

合の組合員が調整規程に服従しないと

いう場合につきましては、この十六条によ

りまして、調整規程に違反した組合員に

對して過怠金を課することがで

きるようにしてござります。

それから組合員以外のアウト・サイ

ダ―につきましては、農林大臣が規制

命令を出すようにしてござります。

それから組合員に対して罰則を課す

ことにしております。

○千田正君 私はまた勉強してからお

尋ねるとして、最後に一点、これは政

務次官とそれから次長にお伺いしたい

のですが、いろいろ考えてみて、さつ

きも申し上げた通り、必ずしも私は普

通の場合は一億六千万円程度でいか

もしらぬけれども、実際にやつてくる

と、もつと資金が必要な場合もある

し、そういう場合に対処しましてある

程度永久的な設備たとえば冷蔵庫だ

わけだから、それに対して補てん金と

申しますか、そういうふうに使つたら

におけるところの資金の原資として、

どうかというような御意見もございま

して、これだけではございませんが、

先般来ここで問題になりましたいわゆ

る外國から輸入するフィッシュ・ミー

ル等のこの資金操作の面で、たとえば

今は食糧特別会計の中で操作する

と、そういう安いものが向こうから

まだやつたことのない事業でございま

するので、その点一そら氣をつけまし

て、自信はござりまするけれども、た

だいまの御指摘のように一そら氣をつ

けてやつて参りたいと、こう思つてお

ります。なお、生産調整組合の調整の

問題でござりまするが、まず法律関係

並びに方針につきまして漁政部長より

御説明申し上げます。

○説明員(林田悠紀夫君) 生産調整組

合の組合員が調整規程に服従しないと

いう場合につきましては、この十六条によ

りまして、調整規程に違反した組合員に

對して過怠金を課することがで

きるようにしてござります。

それから組合員以外のアウト・サイ

ダ―につきましては、農林大臣が規制

命令を出すようにしてござります。

それから組合員に対して罰則を課す

ことにしております。

○千田正君 私はまた勉強してからお

尋ねるとして、最後に一点、これは政

務次官とそれから次長にお伺いしたい

のですが、いろいろ考えてみて、さつ

きも申し上げた通り、必ずしも私は普

通の場合は一億六千万円程度でいか

もしらぬけれども、実際にやつてくる

と、もつと資金が必要な場合もある

し、そういう場合に対処しましてある

程度永久的な設備たとえば冷蔵庫だ

わけだから、それに対して補てん金と

申しますか、そういうふうに使つたら

におけるところの資金の原資として、

どうかというような御意見もございま

して、これだけではございませんが、

先般来ここで問題になりましたいわゆ

る外國から輸入するフィッシュ・ミー

ル等のこの資金操作の面で、たとえば

今は食糧特別会計の中で操作する

と、そういう安いものが向こうから

まだやつたことのない事業でございま

するので、その点一そら氣をつけまし

て、自信はござりまするけれども、た

だいまの御指摘のように一そら氣をつ

けてやつて参りたいと、こう思つてお

ります。なお、生産調整組合の調整の

問題でござりまするが、まず法律関係

並びに方針につきまして漁政部長より

御説明申し上げます。

○説明員(林田悠紀夫君) 生産調整組

合の組合員が調整規程に服従しないと

いう場合につきましては、この十六条によ

りまして、調整規程に違反した組合員に

對して過怠金を課することがで

きるようにしてござります。

それから組合員以外のアウト・サイ

ダ―につきましては、農林大臣が規制

命令を出すようにしてござります。

それから組合員に対して罰則を課す

ことにしております。

○千田正君 私はまた勉強してからお

尋ねるとして、最後に一点、これは政

務次官とそれから次長にお伺いしたい

のですが、いろいろ考えてみて、さつ

きも申し上げた通り、必ずしも私は普

通の場合は一億六千万円程度でいか

もしらぬけれども、実際にやつてくる

と、もつと資金が必要な場合もある

し、そういう場合に対処しましてある

程度永久的な設備たとえば冷蔵庫だ

わけだから、それに対して補てん金と

申しますか、そういうふうに使つたら

におけるところの資金の原資として、

どうかというような御意見もございま

して、これだけではございませんが、

先般来ここで問題になりましたいわゆ

る外國から輸入するフィッシュ・ミー

ル等のこの資金操作の面で、たとえば

今は食糧特別会計の中で操作する

と、そういう安いものが向こうから

まだやつたことのない事業でございま

するので、その点一そら氣をつけまし

て、自信はござりまするけれども、た

だいまの御指摘のように一そら氣をつ

けてやつて参りたいと、こう思つてお

ります。なお、生産調整組合の調整の

問題でござりまするが、まず法律関係

並びに方針につきまして漁政部長より

御説明申し上げます。

○説明員(林田悠紀夫君) 生

をとるという考え方ですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 仰せの通り

でございまして、大体九月ごろから漁期が始まるということになりますと、その前に規制命令が必要になりましたならば、もう規制命令を出しておくと

いうやり方でございます。

○森八三一君 その場合に、大漁で暴落するかせぬかというその判断の基準

といいますか、それは事前にはわかりませんね。経済事情というものは変化しまいくのですから、昨年と同量のものが取れても、それは必ずしも規制命令を出す必要はないという数量であるかもわからぬし、昨年よりも非常に漁獲高は少量であっても、暴落を来たすと

いう現実の生ずる場合もありますね。

だから事前に包括的な権限を付与しておるという場合に、その具体的な運び方ですね、それはどうなさるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) やり方の問

題でございますが、これはやはり若干言葉の問題があろうかと思います。私どもは調整事業をやる場合の調整規程

といふものを考えておるわけでございまして、これは組合が調整事業を実施しようとする場合には、やはりどうい

う制限をするか、制限の種類、それからその方法、それから実施の期間など

は、やはり調整規程できめておきまし

て、そうして農林大臣の認可を受けておりまします。そして漁業生産の調整組合は、この認可を受けた調整規程によ

りまして、必要に応じ、有効な調整活動をするというような考え方をとっています。

○森八三一君 その場合は、常態の場

合でないのですか。その規制命令とい

うのは、今調整規程によって、自主的に内部の取りきめによる発動をする

ということであつて、規制命令の場合には違うのじゃないですか。私の考えが違うのであれば、一つ……。

○政府委員(高橋泰彦君) この規制命

令と調整規程の両方の言葉の問題でござりますが、御指摘になりました規制命令と、それからただいま漁政部長が

ら答弁のありました規制に関する命令

でござりますが、これは一定要件のも

とで、農林大臣が直接に組合の調整事

業と同種の制限を定めて、組合員たる

資格を有する全員に対して、これに從

うべきだというようないわゆるアウト

サイダー規制の問題であります。こ

れはやはりあらかじめというわけには

参りませんで、これはそのつど必要に

応じ、申請を待つて農林大臣がこれを

認めるというような仕組みにいたした

と思ひます。ただし、言葉の問題

でござりますが、そうではなくて組合

が価格の問題、それから生産調整にか

らんでの問題でございますれば、それ

はあらかじめ調整規程、規制命令であ

りませんで、調整規程というものをあ

可といいますか、許可といいますか、お与えになつてもこれは問題はない。

ところが、組合員外のアウトサイダー

を規制しなければならないという場合

には、漁政部長お話しのように、公取

との関係たとか審議会の関係、いろい

ろな関係があるのでですよ、規程上。そ

ういう手続を経ておったのでは、腐敗

難になるのじやないか、これは次長も

おっしゃつた通りなんです。そこでそ

ういう場合には一体どうされるのか、

その具体的な事例が迫ってきてから規

制命令を申請して、手続を経られ

て、命令が出るころには、事は済んで

しまつておると、こうなると思うので

すよ。いたしますすると、事前に組合

にそういうような規制をなし得る権限

を付与しておかなければならぬ、大臣にかわって組合がそういう権限を行

うと思ひます。ただし、言葉の問題

でござりますが、そうではなくて組合

が価格の問題、それから生産調整にか

らんでの問題でございますれば、それ

はあらかじめ調整規程、規制命令であ

りませんで、調整規程というものをあ

間でございますするが、もちろん魚のこ

とでございまするので、取れてみない

結果が起るだけであつて、事前に

やつておついいと思うのです。その

場合に、事前に与える場合に、どうい

うときに発動してよろしいという命令

をお与えになるのかということなんで

すよ。具体的に昨年はこれだけ取れた

からこういうように暴落の状態が発生

したという、昨年の例だけで本年の経

済事情をつかつてしまつて、このことで

やつていいかどうかということです。

もうと具体的に言ひますと、昨年百取

握いたし、それからまたアウトサイ

ダーが相当出てきたというような場合

は、これはもう生産調整組合の活動を

阻害するということになりますの

で、もちろんアウトサイダーが一人か

二人というような場合はかける必要は

あるわけではありませんが、相当出てお

る。またあるいは組合が非常に弱体に

使するということの、白紙委任状じや

ありませんけれども、ある程度の委任

をしておかなければならぬのではないか

かという感じを持つのです。そういう

ふうなことがこの法律ができるのか、

できぬのか。

○説明員(林田悠紀夫君) 先生のおつ

しやる通りでございまして、ある程度

余裕を持って規制命令をかけておかな

いと間に合わないというおそれがある

わけでございます。それでそういうふ

うな消費者一般を害しない、いろいろ

な手続を経ましてかけることにいたし

れなかつたというときには、それは事

前に付与しておいた規制命令の発動と

いう結果が起るだけであつて、事前に

やつておついいと思うのです。その

場合に、事前に与える場合に、どうい

うときに発動してよろしいという命令

をお与えになるのかということなんで

すよ。具体的に昨年はこれだけ取れた

からこういうように暴落の状態が発生

したという、昨年の例だけで本年の経

済事情をつかつてしまつて、このことで

やつていいかどうかということです。

もうと具体的に言ひますと、昨年百取

握いたし、それからまたアウトサイ

ダーが相当出てきたというような場合

は、これはもう生産調整組合の活動を

阻害するということになりますの

で、もちろんアウトサイダーが一人か

二人というような場合はかける必要は

あるわけではありませんが、相当出てお

る。またあるいは組合が非常に弱体に

使するということの、白紙委任状じや

ありませんけれども、ある程度の委任

をしておかなければならぬのではないか

かという感じを持つのです。そういう

ふうなことがこの法律ができるのか、

できぬのか。

○森八三一君 私、申し上げているの

によつて運用されていく、このように

考へている次第でございます。

○説明員(林田悠紀夫君) 先生のおつ

しやる通りでございまして、ある程度

かりませんから、取れた場合に、大漁

の始まる前には一般的にこの規制命

令をかけておくといふことにいたし

たすといふことをやつておかなけれ

ばねば、かなり強い権限をこの漁

業生産調整組合の方に与えておつて、こ

れがその実態に応じて適宜に活動す

るといふことが望ましいわけでござい

ます、しかし問題は何と申しまして

も、調整とは申しましても、若干の強制が伴うわけでございますので、おのずから限度があるかと思います。従いまして、先ほど漁政部長が説明いたしましたように、やはり私どもとしては一般消費者の問題、加工業者の問題、それから冷蔵、冷冻等の関係者の方々の問題、これも考え方を得ないわけでございます。それをしかあまり考え過ぎますと、弾力性が失われて所期の目的がサンマのような漁業を考えても、なかなかこれはむずかしかろうと思いまして、私どもは最もその点に苦慮したわけでございますが、まあ最初のこととござりますので、あるいは完全じやなしに、どちらかにあるいは偏しているといふ御意見があらうかと思ひますけれども、私どもとしては、やはり慎重に一定の手続を経てこれをきめて、十全のことがやれるまで権限を与えるかどうかについては、かなり踏み切れない点がございますけれども、少なくとも最小限度のことまでは、十分すばやい行動ができるようにならうとしていたいというような気持で組み立ててみたわけでございまして、その点確かにいろいろ御批判があるわけでございますが、なお具体的なそちら辺の、あるいは固定的な、あるいは弾力的なやり方につきましては、具体的にぜひ一つお聞き取り願いたいと思いますので、漁政部長よりの説明を聞いていただきたいと思います。

この調整組合が行ないます一般的な制限でありまして、水産動物の採捕、それから運搬、陸揚げに関する制限でござります。それでどうしたことをやるかと申しますると、採捕につきましては、たとえば休漁日を設けまして、月のうちに三日ほどあらかじめ休む日をきめておくとか、そういうふうな休漁日をまず設定するとか、あるいは火船の隻数を制限いたしますとか、あるいは網の大きさとか、網の数を制限するとか、そういうふうな採捕の制限がござります。それから運搬の制限は、たとえば百トンの船なら九十トンより積んじやいかぬというふうな積載量の制限、それから陸揚げに関する制限に付きましては、港に入つて参りまして、そこでしばらく停泊させるとか、そういうふうな制限を考えておるわけでござります。それでそのほかに特定の者に対する制限というのは、ある船が入つてきた場合に、非常に価格が下がつておるから、その船をちょっと揚げるのを待てというふうな、特定のものに対する制限ですが、これは規制命令にはいたらないわけでございまして、一般的に組合員があらかじめ制限規程を設けておりまして、その制限に服していくと、そういう一般的制限だけを規制命令に揚げるということを考えておる次第でござります。

うんですか。今おっしゃったような内容の、陸揚げを中止させるとかということをなすことを大臣に申請して、大臣は口頭なりその他の手続を経られて、そうして命令をお出しになつて魚価の暴落を防ぐということが可能であれば、それでいいんですよ。私は可能でないと思うから、その場合にはあらかじめ包括的な権限を付与しておかなければならぬのではないかとこう思うのです。その権限を付与する場合に、そのものさしはどういう基準でお定めになるのか。もしこれを非常にゆるくきめておけば、魚価の暴落ということをさせないで意味が失われてしまう。非常に窮屈にきめたら、これは消費者そぞの他の方に影響が来ると思うのです。だから漁民の方に損害を与えてはならないし、一般的な消費者方面にも、不測の損害を与えてはならぬ、非常にむずかしい問題なんです。だからそれを事前に与えておくといふ場合の尺度はどうおやりになるのか。前年の実績だけでやるということだけでは十分じゃないのじやないか。そのときの経済事情というのも織り込まなければならぬのじやないか。そうすると、どうしてもそのつどの申請を待つて、大臣が公正な判断をされるということ以外はない。それでは間に合わぬ。それをどうされるか。

○委員長（藤野繁雄君） 農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八三号）予備審査を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

○政府委員（井原岩高君） 農業災害補償法の一部改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を説明いたします。

農業災害補償法第百七条第四項の通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率のうち農作物共済にかかるものについては、昭和三十六年にこれを一般的に改訂することとなつております。しかし、現在農業灾害補償制度の改正を準備しておりますが、農作物共済の共済掛金率の設定方法についても、新制度に則して改善を加えるのが適当と考えられますので、本年は農作物共済についての通常共済掛金標準率等の改訂を行なわないこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いいたします。

○委員長（藤野繁雄君） 以上で本案についての提案理由の説明は終りました。本案については、この程度にいたします。

○委員長（藤野繁雄君） この際林業労務に関する件を議題といたします。

本件について質疑の要求がございまので、これを許します。北村君。

○北村暢君 私は、過日の国有林の從

○説明員(高尾文知君) 私の説明が不十分だったかと思いますが、國有林の作業員のいわゆる賃金の推移といふものは、全然上がっていないといふわけではございませんので、団体交渉いたしましてそういうことを決定して上げた、上げない、そういうことはなかつたということを申し上げておるのであります。推移といたしましては、指數的に相当アップの動きがあるわけでございます。御参考までに申し上げますと、三十二年におきましては、これを一〇〇といたしますると、三十三年が一〇四、三十四年が一〇八、三十一年は一一、こういうような主要十一職種の平均をとりますと、そういう推移になつておるわけでございます。

○北村暢君 それはベース・アップじゃないですよ。あなたの方の今までの賃金のきめ方の不合理を直しだだけの話で、それはベース・アップでもなければ賃金引き上げというものに該当するものではないはずですね。ですから、それは理屈にならないですよ。まあ、あどのくらい上げてきてるか知りませんけれども、それは全然理屈にならないので、それじゃ一般の定員内の人たって、これは定期昇給というものはだまつていたつしていくのですよ。

定期昇給というものはだんだんしていきます。そういうものとの昇給原資といふようなものに該当するかどうか。それとびつたり一致はいたしませんけれども、そういう性格のものであるはずであります。ところが今度はそうじやなしに、はつきりとこの一二%アップというも

なつておりますですね。ですから、これはやはり物事の考え方というのを、そういうふうに理解してもらわなければいけない問題だと思うのですよ。ですから、この上から、あなた方は今度の作業員の賃金をきめるのに、P·Wというものを出してきた。実は私はこのP·Wを使ることは賛成じゃないのです、私は。しかしながら、あなたの土俵に入つたとして、今P·Wというものでやろうとしているから、それじゃP·Wの比較の上で一体どうなるかと言つたら、どうも今私の聞いた範囲では、昨年一五%上がつて、ことし一二%上がつて、そういうふうにP·Wは上がつておる。その昨年のP·Wの一五%が該当するものというものは、昨年はとにかく上がつていいことはもう間違いない、これは。それで、昨年の三%というものが、一体P·Wに比較すればP·Wの一体どの分に該当するのか、一五%の中のがつていいのかそれはわかりませんけれども、従つて、今のあなた方が引こうとしているこの三%というものは、昨年上げた分でしよう。従つて、その引くという理屈をとるとするならば、昨年のP·Wはゼロだった。にもかかわらず国有林は三%上げた。それであるから、ことしのP·Wは一二%だから、昨年上げた分を三%引くといふな上げているから、今度は一二%の中からまだ理屈はわかる。ところが、P·Wは昨年一五%上がつてるのでそれにそれに、予備費というものを頭に置いてお

した。そしで一二のから三引くまでもうどこの予備費の中に当てはまつたから、それで三%引くのだ。たまたまその三%というものが去年上げたときに該当しておった。何か職種をやつて上げたようですが、それに該当しなかった、だから逆算したのじゃないか、それが金然成り立たないじやないですか。**○説明員(高尾文知君)** どうもはなはだ説明がまずいので、ただいま問題になつております作業員の約十億と申しましたのは、これは仲裁裁定にからかくすべしと明示された額、その他基準によつてやつたものではないのです。いまして、ともかくこの精神をくみをして、労使双方で、団体交渉において何とか解決していく。とにかくここ数年来、先ほど申し上げましたような意味では上げてない、上がつてないという事態を、双方認識いたしまして、一步前進といいますか、前向きでございます。そういう一つの現われがこれになつておりますので、そこら辺も一つ、御了承願いたいと思います。なお、今の三%の点については、目下大論争をやっておりますので、ここで私がとかく申し上げまして、妙なふうになつてしまはずいので、これはこの程度で御了承願いたいと思います。

和は三九二七に立たないといふに、田舎交渉が立したよなことになつて、非常にさうづいから、その点私言つているのである。P・W上がつていたのなら、これにて該当するものは、あるいは何かしら立たといふけれども、私はこれは大ききえておかなければならなかつた問題だと思う。だから国有林の労働者の賃金は、民間と比較して、上がつた上がたといふけれども、私はこれは大きき論争があるのですよ。いわゆる地域別職種別賃金というP・Wの考え方については、これはいろいろありますけれども、大体労働省のあの政令か何かで発表しているというP・Wだの、いうものを使って、交渉をやつたり何かして、賃金をきめているところはないですよ。大体労働省のあの政令か何かで発表しているというP・Wというやつは、これは中小企業とか何かの便宜のために出しているのですよ。使うのに、土建屋さんでも何でもいろいろ業者あるでしょうけれども、そういう性格のものなんです、大体がですから、P・Wというのは、これはうんと低いのですよ。非常に低いのですよ。そういう性格のものなんですね。これは二年ばかり前の予算委員会で、大論争やつたことがあるのですけれども、労働省とやつたことがあるのですけれども、これは占領時代の置きみとがちげなんです。P・Wを作つたというのは、あれはマッカーサーが占領したときに、駐留軍労務者の賃金があまり高過ぎて困るので、P・Wというやつで押えたのですよ。そういう性格を持つてゐるので、独立国には必要のないP・Wなんです。それをあなたたち、今は使つて、賃金を査定しようなんて、

大体おかしいのだ。あなたたちの間で、もう少し自主的に団体交渉してもらいたいが。でも、三%削つたり何とかしようという、しみつたれたことをやっているから、おかしなことになる。だからあれだけじゃないですか、私は補正予算を組むべきだときにはまた論議になるだろうと思いませんが、私はそういう考え方でやるべきでないか。少なくとも員内の方が一二%というものが上がっている。これは定員内は昨年も八百円上がっている。で、なお、一二%今度は上げようとしている。作業員の方は、八百円に該当するものは上がっていないでしょう。昨年。だんだん改訂して、何か賃金の体系そのものも変えてきているといふけれども、いまだに、この間も言いましたように、仲裁裁定の賃金の払い方自体だって、まだまつていてない。こういうような状態ですよ。その場合に、何がゆえに削らなければならないのかということは、実にわからないであります。もう少しやはりあなた方、国有林野事業を運営する作業員としての基盤的な作業員でしょう、定期作業員、専用作業員、そういうものに対する、ねたかみといふものがないんじゃないのか。これは前から長官にも言ったのです。その点を一つ、要望したわけですけれども、一つその点は、私はどうしてもやはり、この一二%アップというものを、P・Wと比較しているのですからそれを削る理由というものは全くない

成り立たないようになりますし、また私は上げるべきだと思うのですね。一日当たりのこの賃金単価だけで言つたって、これはダメです。やはり人間、生活しているのですから、一ヶ月の所得というものを、やはり考えてやっていくべきじゃないでしょうか。こういう傾向というのは、もう所得倍増ばかりでなしに、全部そういう傾向に考え方方が変わってきてるでしよう。基本問題調査会の答申だつて、農家の所得均して一体所得というものは幾らになるか、これが問題なんですよ。ですから、そういう新しい感覚で、やはり物事を処理されるべきじゃないでしようか。差しあたつての団体交渉について、私はそういう点からいって、まことに理解できないものが、あなたの説明自体からも受け取れますので、これは善処を一つしていただきたいというふうに思います。どうですか。その大論争を今、労働組合とやっているんですけどもね。どこに押せたから、どうのこうだのということでなしに、もう少し筋の通った賃金の組み方をすべきではないでしょうか。

ことは申し上げたわけでござります。これは精神としてはそういうことで進んでいく。なお、日給制の職員の場合でございますが、なるほど私どもいたしまして、昨年の八月一日以降に、若干の賃上げをしたわけでございますが、その後において、調査会の答申等でも指摘しておりますように、農山村の人口そのものが、非常に減少してきているということと、賃金の事情にも相当変化が生じてきている。こういうことは私ども認識しているわけであります。そういう点に立脚いたしまして、賃金体系自体の是正といいますか、改訂といふことも、早急にやつてしまいたい、かよう考へております。

○北村暢君 もう一点だけ、今林政部長が言われましたように、今までは国有林の賃金は高かった。高かつたといふことで、一般の業者から、国有林の賃金をあまり上げないようにしてくれというようなことがあつたということも、私ども知つております。しかし、今日賃金の事情が非常に違つてしまつて、国有林の方が逆に民間よりも低いか、もしくは同じだというふうなところが、ざらに出てきたわけです。そういう点は、非常に大きな変わり方です。しかし民間は割合不安定です、雇用関係が。ところが、国有林は割合安定している。従つてほかの民有林と比べれば、今までだつて若干高かつたかもしれないけれども、ほかの電源開発などかその他と比べたら、賃金は問題にならないですよ。これはしかしながら、国有林は雇用が安定しているから、将来もこれはお世話にならなければならぬというので、低賃金に甘んじて、国有林で働いているのですよ。そ

ういう点をやつぱり林業という中だけ物事を考えないで、あなたの方P.W.といふものを使うのだったならば、P.W.というのはこれは全産業についてあるのですからね。あるのですから、そういうような点をやはり十分考えてしかるべきだと、こういうふうに思いますよ。ですから、好きこのんで国有林の低賃金におけるのじやない。やはり少しでも安定した方がいいというので安くしてもらまあ長々と、こういうのが今までの農山村における考え方なんですよ。ね。ところが、今もうそういう事情が非常に変わってきたでしょう。今、造林の作業員を探すたってあんた、担当者は四苦八苦ですよ。あなた方どう思つてはいるか知らないけれども作業員を募集するのにもうどうにもこうにもならない、なって万歳やつているような状態でしよう。そういう時期にとにかく賃金は安いので、予算で抑えられれているというので、それでもなおかつあんた、何とかなんとかだましてつれて来なければならないというね。非常に末端の担当者が苦しんでいますよ。作業員を集めることにね。そういう状態にある。これらをやはり十分勘案してありますから、財源についても相当に見通しがないとはいえない、今の説明を聞いていてね。ですから、この点は一つ大藏折衝をして、あなたたちだけで、団体交渉だけで簡単にいけるわ

けではない。やはり大蔵省と折衝しなければならないのですから、十分折衝をして一つ善処をしていただきたい、このように思います。終わります。

○委員長(藤野繁雄君) 本件についてはこの程度にいたします。

○委員長(藤野繁雄君) 三案について御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○畠田得治君 きのう途中で質問を中止したわけですが、その続きをいたします。

昨日もちよつと問題に出ました例の三重県の伊勢湾における問題ですが、あれは前回に質問を申し上げたときには、まず県庁の方で一つしかるべき解決に努力をしてもらう。それを持っておるのだというふうな趣旨のお答えがあつたはずですが、その後どういうふうに実際はなつておるのか。県の努力の結果、話がまとまつたんならままつたと、その辺の御説明を願いたいと思います。

○政府委員(高橋泰彦君) 三重県の四日市市周辺における魚の異常問題についてであります。三重県御当局で魚に石油等のにおいがつく原因等につきまして、その原因並びに範囲等については各機関、学校等の協力を得まして調査をしておつたのでございまするが、過日およその調査を終えて一応の中間的な報告があつたわけでございます。この内容はまだ最終的な調査を終

えたわけではございませんですが、範囲等については、かなり具体的な報告があつたわけあります。

その後、三重県当局でこの問題の処理の方法につきまして研究中のようございまして、やはりこの原因と思われる工場側と被害者の漁業者との間に立ちまして、補償その他の問題についてもこれからやるというような話を聞いております。

○鶴田得治君 それは文章によつて報告がきておるのだと思いますが、結局その原因はどういうふうに、その調査では結論が出たのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) ちょっととだいま資料を持つて参りませんでしたが、私の記憶に間違いなければ、やはり原因是石油関係の工場並びに海の方から陸の工場へ石油を揚げる場合に、ある程度漏れたかどうかというような点、そういうような点がやはり原因であろうということが考えられまして、ただ問題は、それだけではなくて、そのほかに都市一般の糞尿処理等の問題、それからその他の一般工場による水質の汚濁の問題もこれに関連して、結果として魚が石油くさくなるというような趣旨のたしか報告だったよう記憶いたしております。

○鶴田得治君 そんなに原因をこうあげてしまうと、はなはだ処理がむずかしくなるわけでしようが、石油くさいわけですからね、だから石油関係の工場の廢液といったことが主たる原因なんだろうと思いますが、報告書ではどういうふうにそれはなつていてるんですか。石油を海から揚げるときにこぼれのもあるかもしけぬとか、そんなことをまで言ひ出すと、これはまことに

なんですかね、かもしけぬでしようが、多少のこととはあつたって、そんなもののは影響しないでしようしね。どうもこの調査というのちよとおかしいですね。あなたその調査書をどちらになつてもつともだと、こう思つたんですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 内容の詳細は忘れましたけれども、一応もつともだといふうに考えたわけであります。特にあの試験の中で注目すべき点は、その場所を相当ある程度試験の中に纏り込みましてそれを水面を分けまして、その水面では特にその異臭の度合いがどうかというような点まで、たしかやつておつたはずでござりますから、まあ原因もほほわかるわけでござりますけれども、過日知事さんの話を聞いたわけですが、もちろん石油関係がおもな原因であろうけれども、それだけではなくて、ほかの原因もそれにつけ加わっているようであるといふような口頭の説明も受けたわけであります。しかし、もちろん三重県の四日市というところは、御存じの通り石油工場が相当あるわけでありまして、従つてどの工場がどの程度だといふことを工場別に加害の度合いを確定することは困難にしても、いずれにしても、石油関係の工場が大きな原因になつているということについては、ほぼ誤りないのじやないかというふうなまあ報告を読んだ印象ではそのような印象を受けております。

○亀田得治君 そういう書き方ならないと思うのです。石油関係工場が主たる原因であるがまあ付加されておるというふうな言い方ですね。だから損害を一〇〇として、それじや付加された

不明確な原因はそれを二〇%とみるか三〇%とみるかというふうになつて、ければ、なるほど基準が出てきます。それから現在でもそういう何でしょ、工場の廃液などは同じように出でているのですか、その点の改善などは何か一応されておるのでですか。

○政府委員(高橋泰吉君) 原因等につきましては、まだそこまで研究がしつっていないようあります。今後の問題としては、たまたま御説明申し上げましたように、石油の精製の際どの程度出てくるかといふような問題、海の上から工場へ原油その他を送り込む場合にどの程度漏れるかといったような問題、それぞれのそういうたよな原因の除去の問題について、今後調査が進められるというふうに理解しておりますが、県当局も、もちろんまず現象を確かめ、それから原因を確かめてその原因をなくする、こういうふうに持っていくことは確実だと考えられます。

○亀田得治君 工場がたくさんあると、いうこともおっしゃるわけですが、しかし、これは工場の排水の能力などといふものは大よそわかるわけですから、だから全損害を工場間でどういうふうに配分するかというふうな問題は、割合に簡単にこれはできるはずなんですね。そこで、これはもう相当陳情を受けたから日も長いのでして、そこまで調査がきておるのであれば、工場側は相当積極的に考えておるのであれば、まあ話は割合簡単につくべきはずなんですがね。その辺は何かあまり協力しないのと違いますか。工場の方はそういう

う問題を明らかにしたり、あるいは起きた損害を、ともかくもお互いに分担して賠償する、あるいは今後の被害現象については、工場の排水についてどういうふうに処理をするとか、これは実際加害者が大よそわかっているならば加害者だって、もっととああそただつたか、済まなかつたということであ、人から言われるまでもなく、もつと積極的に出てくる義務があるのでございません。どんな態度をとつてゐるのですか、加害者の方は。

○政府委員(高橋泰彦君) 知事並びに県の事務当局の報告その他で聞いておるわけでござりまするが、決してお話しのように工場側は非協力的な態度であるというようなふうには聞いておりません。調査その他につきましては、相当の協力をいただいているようございます。決して非協力ということはないようであります。県当局としては、そのような事情もござりまするので、時期が熟しますれば、両者の間に入りまして、仲介いたしまして、補償その他の問題についても仲介の労をとりたいというような意向でございますので、私どもとしては、その知事さんとのそのようなことは大へんけつこうなで、ぜひ両者の間に立つて善処していただきたいというふうに申し上げておるわけでござります。

○龜田得治君 これは工場の排水の浄化設備なんといふものは、簡単にできることでしよう。

○政府委員(高橋泰彦君) 具体的に私その点はまだ聞いておらなかつたわけですが、やはり絶対に大丈夫といふことはあり得ないにしても、現状を改善する幾つかの方法は、必ずしもないと

は言えないのじゃないかというふうで聞いております。

○亀田得治君 いや、そんなことはもう少し水産庁当局としては、四日市に限らず、研究されているものと私は思つてゐるのですが、今後これに類する問題がいろいろ予想されるわけですが、そういう面の研究といふものはあまりできていないのですかね。工場排水等を浄化して、魚族に悪影響のないようにしていくといったような研究をすね。ともかく問題が起きてから、いつもこう騒がれてから研究するといふのでは、ちょっとこれから時代にあさわしくないですね。そういう研究をあまりされていないのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) この漁業者の側でこのような水質汚濁の問題並びに今度の点は本質の汚濁と申しますよりも、微量のにおいの問題があるわけでございまして、通常水質の汚濁と申しますと、魚にかなり直接的な影響を与えるケースが多いのでござりますが、今度の件は直接的に生命に対しても別段の差しさわりがないのであります。しかし商品としての、魚としての価値を減殺するわけでございますので、この問題を通産当局に對して、漁業者の話もあるし、われわれとしても関心がある問題であるから、そういう問題について十分に一つ調査研究をしてもらいたいということを、水質の問題と同時に、この問題も通産省の方に依頼したようなわけでございます。

○龜田得治君 それはあなたの水質といふたって、それはにおいだつて質の中の一つですかね。そういう意味で水質と申し上げているのです。で、そ

いう研究は通産省の方では何か専門に研究されておる部署があるんですか。あなたの方にはどうもしないようですな。通産省の方には何かあるんですか。

○政府委員(高橋泰蔵君) 私ども水産庁の方は、主として被害の立場で水質の問題を各研究機関を通して検討しているわけですが、原因の除去、特に工場側の設備等の問題につきましては、もう私どもの知っているところで、現在ではかなり大きな工場につきましては、相当研究も自主的にやっているふうでございますし、通産省もこれに対してかなり報告も聴取し、技術的な指導もしておられるよう聞いておりますが、これがはたして国の機関として研究しているかどうか、ちょっと私今知っていないわけでございます。水質の問題につきましては、私どもの方で十分に検討いたしております。

○亀田得治君 水質を研究されたら、水質の方はまあ水産庁の方で十分研究しておるというんでしよう。それじゃそれから先聞きましよう。それはどういう、水産庁のどここの課でやつておりますか。そうして何人ぐらいそういう担当者が実際におりますか。

○政府委員(高橋泰蔵君) これは現在水産研究所というものが全国に約八ヵ所ございますが、それぞれの研究機関に水質の調査をする担当がござります。なお主体は、淡水区の方では特に内水面に非常に影響がござりまするのと、淡水区の水産研究所ではこの問題にかなり力を入れて調査いたしております。なおこの国のプロバーの研究だけでは十分でない面もございますので、委託費を計上いたしまして、必要

のテーマによりまして、各大學のそれ
ぞれの先生等にもお願ひいたしまし
て、研究所だけでは足りない点は、そ
うな形で學術的に詰めていただくと
いうようなことも行なっております。
○亀田得治君 その各研究所を合計で
いいわけですが、何人くらいそういう
担当者がおるのでですか。

○政府委員(高橋泰彦君) ちょっとと
きよう手元の資料がございませんの
で、後刻調査いたしまして御報告申し
上げます。

○亀田得治君 大学にも委託したりす
るというのですが、たとえば、昨年度
では何件ぐらい委託して調べましたの
ですか。大よそいいのです。

○政府委員(高橋泰彦君) 昨年はたし
か一件だと思いましたけれども、本年
度はその予算額をふやしまして、これ
は主として技術会議の担当になるうと
思いますが、技術会議の方にもお願ひ
いたしまして内容を増加するはずであ
ります。

○亀田得治君 そうすると、その水
質關係を研究する技術陣というのは、
あまり大したことないようです。ま
あ、人數の点はまだ聞いておりません
が、それでも、悪くなっている水
質を調べるだけじゃ、これはも問題
の解決にはならぬので、悪いのを結局
はどうするかということで調べておら
れるわけでしようから、だからその調
べる關係は、やつてはいるというのじや
なしに、その有害なやつを有害でない
ようにするにはどうするかといふ研究
に、どうして水産庁進まないのです
か。そっちの方は何かこう通産省の仕
事であるかのごとくちょっとおつしや
るわけですが、あるいはそうかもしれ

のテーマによりまして、各大学のそれ
ぞれの先生等にもお願いいいたしまし
て、研究所だけでは足りない点は、そ
のような形で学術的に詰めていただくと
いうようなことも行なつております。
○亀田得治君 その各研究所を会計で
いいわけですが、何人ぐらいそういう
担当者がおるのですか。
○政府委員(高橋泰彦君) ちょっと
きょう手元の資料がございませんの
で、後刻調査いたしまして御報告申し
上げます。

んけれども、しかし、それならそれで通産省の方が一体どういうふうな仕事をぶりをしておるのか、そういう点はあなたの方でよづかんでいて、何か問題が起きた場合には、積極的に農林省からも通産省の方にやっぱり要求をしていくといふくらいの積極性がないといかぬと思うのですが、そこらはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 御指摘の通りでございます。これは最近における一番の問題でございましたのは、

る水を一体どの程度出すか、それを防止するのにはどうするかという点を、通産省で担当していただきまして、それを、総合官庁でございまする経済企画庁にそれらの問題を持ち寄りまして、事務連絡会議を開きました。この問題に対処しつつあるわけでございまして、は、経済企画庁の担当ではございませんが、今後、水質の問題につきましては、経済企画庁の担当ではございませんが、私どもは私どもの立場で、やるべき分野を責任をもって調査し、通産省は通産としてやるべきものを担当していただきまして、それを担当機関でありまする経済企画庁に持ち込んで、各産業間のこの種の問題を解決していくというような方向が一番よからうと、このように考えるわけでありまして、私どもは、その意味で、それぞれの仕事を分担してやっておるつもりでございます。

ましくなってから、長時間期間が経過しておる。これじや、私は、國の機構の対處の仕方としてははだ不十分だなうに思ひますね。そこを申し上げておるのです。通産の方の係の人、委員長、あしたでも呼んでほしいと思うのですが、そうすれば、先方の方の対処の状況がもつとわかると思うのですが、とにかく、問題は、水俣にしる、伊勢勢にしる、にしろ、被害の出どころは工場ですね、だから、そこの、悪いものが出来るその場所を適当に抑える、そこで品物を処理すると、こんなことぐらいいは、いろいろ化学工業なんか発達しているのですから、物を変化させるぐらいのことは簡単にできそなんですがね。ともかく金のもうかる方ではずいぶん、ちょっとわれわれしろうとが聞いたって驚くようなことが行なわれているわけなんです。だけれども、弱い者には迷惑をかけるよな、そんな問題について放置されているというのは、それはよくない。割合簡単なことなんですが、そうでしょう。起きてしまった被害について、いや厚生省が担当したり、通産省が担当したり、農林省も一部担当したりして騒いでいるのです。すつともとをたぐつていけば、被害を起こす原因の場所ははつきりしていふ。そんなことの化学処理ぐらいできる。そなだと思うのです。そなむずかしいものですか。

ございますが、これを見ますと、繪体として三百四十四件あつたわけでござりますが、このうち石炭産業によるものが二十六、澱粉工場によるものが十八、染色加工工場によるものが十九、紙パルプによるものが六十一、化學工業によるものが五十四、金属工業によるものが十三、電気ガス等によるものが十五、その他百十八件でございまして、このその他百十八件に、たゞいま問題になつたような石油等の事案もこれに含まれると思います。申し上げましたように、この水を悪くする原因は、非常にたくさん的原因がございまして、また、その悪い水を出すことを防止するためにも、それぞれの工業の実態に沿つたやり方でなければ、具体的な問題の処理がむずかしいわけござります。従いまして、しかも、これがたとえば東京湾の例をとりましてもわかりますように、水が悪くなりました場合に、その原因をどの業種のどの会社かということを突きとめるのは、実はそれほど容易なことはございません。今度の事案のように、加害者がはある程度言える場合は、むしろ別の意味ではやりやすいと申しますが、はつきりするわけございませんが、私ども一番苦じむのは、たとえば東京湾等におけるごとく、どういう業種のどの会社のということが特定し得ない場合、たとえば隅田川等の水が非常に悪くなつて、あそこに魚がないないといふことは御案内の通りでございますが、さてその隅田川の水を悪くしたのはだれかということを、加害者を突きとめようとしても、これまた実際問題として問題としては容易でない問題でございます。従いまして、これはそういう問題

がございましたので、例の水質二法と申しますか、水質汚濁防止法と、これの関連する処理の問題としての法律と、二つの法律を現在制定していただきます。この水質二法をもってこの問題に取り組んでいるわけでございまするが、先生ただいまおしゃりのようになりますが、簡単に問題ではないかとおっしゃいましたけれども、私はそうは思わないであります。これはなかなか容易でない問題だというふうに、私どもは覚悟をきめているような次第でございます。

○亀田得治君 変な覚悟をきめちゃダメです。そんな覚悟をきめちゃダメだ。私の言うのは、つまり、隅田川の例をとられたけれども、あんなに濁ってしまったたらその原因を突きとめるといつたって、そんなものはなかなかわかるものではない。そろではなしに、もう一步突つ込んでいえば、各工場がいろいろな廃液を出すわけだ。だから、ともかくそれが魚族に影響するしかかるのではなくて、そんなのではなくて、そんなものはなかなかわからないことを抜きにして、ともかくそとへ出す場合にはちゃんときれいなものにして出す、みんながそうやれら、ともかくそれが魚族に影響するしかかるものではない。むしろそこまで、そんなことも、それは一々の工場が有害であるのかないのかわからぬに全部わけてしまう。むしろそこまで、そんなことも、それは一々の工場が有害であるのかないのかわからぬに全部わけてしまう。むしろそこまで、そんなことはできないものなんですかね。

それからそういう点についてのこれはどうなんですか、諸外国でもいろいろ工場地帯等では問題があらうと思う

のですが、どういうふうになつておりますか。

○政府委員(高橋泰彦君) まず最初の御質問の点でございますが、ただいま

水質汚濁防止法で制定いたしました考

え方は、ある特定の場所について水質

基準をきめまして、その水質の基準に

するが、もちろん私どもとしては、水

質の基準をきめる前に、具体的な工場

の水質が、基準のいかんにかかわらず、工場側が完全な設備をしていだ

くのが一番いいということは、これは

もう漁業者の立場から当然いえると思

います。従いまして、この水質汚濁防

止法を制定する当時は、私どもの考

えおりましてまた御希望いたしまし

た線は、かなりただいま先生がおっ

しゃつた線に近かつたのでございま

す。工場側が完全な設備をしていだ

くのが一番いいといふことは、これは

もう漁業者の立場から当然いえると思

います。従いまして、この水質汚濁防

止法を制定する当時は、私どもの考

えおりましてまた御希望いたしまし

た線は、かなりただいま先生がおっ

しゃつた線に近かつたのでございま

す。工場側が完全な設備をしていだ

くのが一番いいといふことは、これは

もう漁業者の立場から当然いえると思

います。従いまして、この水質汚濁防

止法を制定する当時は、私どもの考

えおりましてまた御希望いたしまし

た線は、かなりただいま先生がおっ

しゃつた線に近かつたのでございま

す。工場側が完全な設備をしていだ

くのが一番いいといふことは、これは

易でないことございまして、いわんやこの法律を改正するということも決して容易な道ではないとは思いますけれども、しかし、なお一そそうそういう方向にもつていくべく努力いたしました。

それから外国の事例でございますが、これは割合に日本よりも、いろん

な例外はございましょうけれども、概

略的に申し上げますと、日本よりもや

や厳重なようでござります。御案内

によると、私どもが実際の問題にあたりまして一番苦しむのは相手方が中小企

業以下の工場の場合、特に澱粉工場等

につきましては非常に私ども苦しむわ

けでございまして、交渉をいたしまし

てもなかなかどうも具体的な問題、

解決がむずかしい点もござりますの

で……

○亀田得治君 ちょっと、簡単に言つて下さい。

○政府委員(高橋泰彦君) まあ今後ともなお十分注意して参りたいと思いま

す。

○亀田得治君 大体、工場経営される

方は、やはりそういう排水などによつて他人に迷惑をかけないそれだけの設

備をちゃんとしている、こういうこと

も工場のやっぱり計画の中に入れてい

るのに便利なんでしょうが、そういう

はずいぶん海岸の方にくるわけですが

ね。ことに埋め立てなんかをやつたり

して、まあいろいろ物資を運んだりす

るのに便利なんでしょうが、そういう

何かもまた日本全体についての配置計画

というようなことを多少でも研究して

おるのであります。この辺の地区には、そ

の問題をどう持つていくかというこ

とについて検討中でございます。

ね、自分の工場だけだと建てて、いや水利関係がどうなろうが何しようと、そんなことはあとから問題が起きるけれども、たとえば漁業上非常に重要な海域については工場の設置にありますけれども、たとえば漁業上非常に重要な海域と申しますか、地帯と申しますが、それは一つの事例でござります。これは一つの事例でござります。これは一つの事例でござります。

田先生から御指摘を受けたような問題

に対する、やはり基本的な事項を入れるべきではないだろうかという点でござります。

ますけれども、たとえば漁業上非常

に重要な海域と申しますか、地帯と申しますが、それについては、そういう

地帯をもしあけることができるなら

できませんけれども、たとえば漁業上非

常に重要な海域と申しますか、地帯と申

しますが、それについては、そういう

は、問題になりましたのは、沿岸漁業振興法の中で、他産業の、ただいま亀田先生から御指摘を受けたような問題に対する、やはり基本的な事項を入れるべきではないだろうかという点でござります。

ますけれども、たとえば漁業上非常

に重要な海域と申しますか、地帯と申

しますが、それについては、そういう

地帯をもしあけることができるなら

できませんけれども、たとえば漁業上非

常に重要な海域と申しますか、地帯と申

しますが、それについては、そういう

地帯をもしあけることができるなら

は、問題になりましたのは、沿岸漁業

振興法の中

で、

田先生から御指摘を受けたような問題

に対する、やはり基本的な事項を入れ

べきではないだろうかという点でござ

ります。

ます。

ります。

い、あなた方の立場から言つたら、こ

ういうところは、ぜひちゃんと手をつ

けてなまぬもんだ、あるいは工場がは

い、悪いと言つているのじやなし

いのな

い。

いとこつちの案を示してやるのでなければ、向こうはそんなことがわからな

いのだから、どこにでも自分の都合のいい立場だけで候補地を選ぶわけですかね、それくらいのこまかい作業をやつてもらわなければね。できますかね、そんな仕事。

○政府委員(高橋泰彦君) これはなかなか容易でないと実は考えておりまします。と申しますのは、特定の海をつかうということは言えないのですけれども、ではこういう場合の、たとえば輸出すべき特定の、漁業の中の特定の産業について保護の問題ないしはこれは繁殖保護上の問題として資源保護上、

従つて、ほかはいいということが、あるそういう区分が一体できるかどうかという点、それから海全般についてそれをどうすることは言えないのですけれども、ではこういう場合はこうするといふことを、一体どの程度区分してそういうことをいえるかといふと、これは技術的に私申し上げますと、どう簡単な問題ではないというふうに思います。しかし、先生ただいま御指摘のように、やはりあまり私どもが防御一方のやり方では、どうもおしかりを受けましたよう十分ではございませんので、ただいま先生の言われた方向に従つて、私どもも今後何とかやっていきたいといふうには考えております。

○委員長(藤野繁雄君) この際、衆議院提出の土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案外一件の提案理由の説明を聞くことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと

認めます。

それでは土地改良の財政の再建に関する特別措置法案(衆第一四号)、農業生産組合法案(衆第二五号)、以上予備審査の二案を一括議題として、両案について順次提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(石田省全君) ただいま議題となりました土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

戦後の土地改良事業は、農地制度の大改革と相並ぶ國の最も重要な施策の一環として、自作農を中心とする農業経営の合理化と農業生産力の発展をはかり、食糧その他の農業生産物の増産によって、農業の国民扶養力を引き上げ、ひいては國民経済の成長と発展に寄与することを目的として強力に推進されました。一方ではこれが法的体系の整備のために、昭和二十四年土地改良法が制定せられたのであります。

されま

り、さらに、新時代に即応し、畜産農業、果樹農業等の振興のため強力なる

畠地対策の推進が要請せられておるの

あります。それにもかかわらず、食糧事情の若干の好転を背景として、いわゆる農業生産基盤整備事業に対する

政府の熱意が近來とみに冷却の傾向を示し、昭和三十六年度予算におきましても、その微候を明瞭に看取できます。

ことははなはだ遺憾とせざるを得ないところであります。

われわれといたしましては、むしろ現在の土地改良事業がその内部を持っておりますもろの欠陥、すなわち、事業進度の遅延による経済効果の減殺、事業の一貫施行態勢の不徹底、當農技術指導の不十分、事業完了後の施設の維持管理方式の不備、農民負担の過重等各種の問題点に真正面から取り組み、一つ一つこれを解決すると同時に、他産業との所得較差が漸次拡大するおそれのある今日の情勢下におきましては、さらに高い次元の上に立つて、農業の共同化、近代化を推進するためには、あらゆる施策に先立つて、

準をもつて平年作とすることが、今日の常識となるに至っているのであります。

それでは土地改良の財政の再建に関する特別措置法案(衆第一四号)、農業生産組合法案(衆第二五号)、以上予備審査の二案を一括議題として、両案について順次提案理由の説明を願います。

それでは土地改良区は団体管轄の主たる事業主体として、はたまた国営または県営により施行せられた農業施設の管轄主体として、土地改良法に基づいて設立される公共団体であります。われわれは去る二月十七日、政府に先立つて、農業基本法案を国会に提案しているのですが、本案におきましては、前述の見地に立つて、農用地の大規模拡張の整備拡充については特に意を用いて農業の近代化、合理化を促進して参った事實を否定することはできないと思うのであります。

戦後の土地改良事業はかような効果を上げて参りましたが、同時にまた、

今なお、全国には数百万ヘクタールに

達する要土地改良面積が残されてお

りますと同様の運命に陥りつつあるの

であります。

土地改良区の設立状況は、昭和三十

五年三月三十一日現在において、一万

二千七百三十二地区、その関係面積は三百三十九万二千ヘクタールであります。

農業生産基盤の整備をはからなければならぬ」ことを述べ、もって國の義務として、農業生産基盤の整備拡充を積極的に促進すべき旨を明示しているのであります。政府案におきましては、この点においていささか見劣りがあるのであります。政府案におきましては、この

農業基本法成立の曉には、土地改

良事業の手続規定を中心とする現行土

地改良法には、新しい理念に基づいて

大幅な改正を加うべきものと考えるの

であります。

われわれは以上の趣旨により、土地改良法の抜本改正を主張するものであります。ここに至るまでの間に起き

ます。しかし、いたずらに手をこまねいて

待っているわけには参らぬ緊急の課題

があるは事業進度の遅延により金利

が増大すること等、結局は農民の負担

力の限界をこえて過重な金錢が賦課さ

れ、多額の延滞を生じて業績不振に

陥っているものと認められるのであり

ますと、國また都道府県の側における

生産組合法案(衆第二五号)、以上予備審査の二案を一括議題として、両案について順次提案理由の説明を願います。

戦後の土地改良事業は、農地制度の大改革と相並ぶ國の最も重要な施策の一環として、自作農を中心とする農業経営の合理化と農業生産力の発展をはかり、食糧その他の農業生産物の増産により、農業の国民扶養力を引き上げ、ひいては國民経済の成長と発展に寄与することを目的として強力に推進されました。一方ではこれが法的体

されましたが、一方ではこれが法的体

系の整備のために、昭和二十四年土地改良法が制定せられたのであります。

されましたが、一方ではこれが法的体

指導や施策に適切を欠き、そのしわ寄せを受けているところに根本原因があると断ぜざるを得ないのであります。

を作成する場合には、その組合員の三分の二以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数によつて、その議決を必要といたしております。

あります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決賜わらんことをお願いいたします。

あります

土地改良区がはつらつとして健全な運営を行なわない限り、農業生産基盤整備の画期的な前進を望むべくもない限りまして、かくては農業基本施策の確立そのものも画餅に帰することは明らかであります。

第三章 農林漁業金融公庫

を代表し、ただいま議題となりました農業生産組合法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

すなはちわが國農業は、歴史的に時代の支配層によつて搾取され、抑圧され続けてきた結果、今日なお過小農経営から脱却できず、土地その他の生産条件の整備が立ちおくれ、農村の生活文化は前近代的な状態に足踏みしていく。

及び農林漁業金融公庫等が一体となつて、その借入金について、利子補給、貸付条件の緩和等の措置を行ない、もってその業務の円滑な遂行を期することが必要であると認め、本案を提出した次第であります。

以下その内容について申し上げます。

第一に、債務の弁済が著しく困難な

第四に、都道府県知事は、土地改良

農業協同組合の下に農業生産組合を育成する、是等三事項合併して、

ため必要な援助措置を行なうことにより、その業務の円滑な遂行をはかることをこの法律の目的としたしております。

区に対し、再建整備計画の作成及び実施につき必要な指導を行なうものとしております。

成するため、農業生産組合に交付する
の事業及び施設について、指導、助
成、機械の貸付け、長期低利資金の貸
付け、税法上の特別措置等の措置を講

第二に、債務の弁済が著しく困難な土地改良区は、財政運営の現況及び債務の償還計画、農林漁業金融公庫または農林中央金庫から受けることを必要とする援助の内容、事業の実施に必要な

において、都道府県に対し、再建築計画が適当である旨の認定を受けた土地改良区に對して、その計画の達成のため債権の利息を減免した農林中央金庫に対しその減免した利息の額の全部

すること。(4)国は、農業経営の共同化及び近代化を促進するため、農業協同組合の活動を活発ならしめるよう必要な措置を講ずること等を明示しているのであります。

な資金の調達方法、業務執行の体制を改善するための措置、事業の実施に関する事項等を内容とする再建整備計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかの認定を求めることができることとし、その申請は昭和三十八年三月三十日までにすることにいたしておりまます。また、土地改良区が再建整備計画

また一部に相当する金額を都道府県が補助した場合の経費については三分の二を、土地改良区に対し、その計画の達成に必要な事務費の全部または一部に相当する金額を都道府県が補助します。

以上が本案の提案理由とその内容です。

この農業基本法案の趣旨に沿い、農民の経済的地位の向上をはかるため、農民が相互扶助の精神に基づいて共同して農業を行なうための組織を整備確立するとともに、新たに農業生産組合が農地等に関する権利を取得し得るようにする等、現行農地法に所要の改正を加えて、生産または経営の共同化を促進することが必要であると考えるの

以上のような見地に立つて、われわれは農用地の拡大、土地条件の整備、農畜産物及び農業用資材の価格流通面における適切な策等各種の施策を一そう計画的かつ積極的政に実行するはか、農業の経営形態については、經營規模を拡大して、わが国の農業構造の致命的欠陥である零細經營から農民を解放するため、基本的には、共同化、共

は、組合員の資格を、組合の住所のある市町村の区域内に住所を有する農民で定款で定めるものとし、特に準組合員制度を設けず、また定款の定めるところによって加入を制限することができるものとしておりますが、これは、地域性を考慮した土地と労働の地縁的な共同化に眼目を置いて組合の事業を推進することが、農業の実態に即応す

になるのですか、漁業権の免許の取り消しに、どういう処分があるのですか、法律上。ちょっとと条文を指摘してもらいたい。

○政府委員(高橋憲意君) 三十八条の三項でございますが、適格性の喪失等による漁業権の取り消しの規定でございます。三項を読みますと、「漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しております、且つ、その者には第十五条から第二十条までの規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認め、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県に申出よ、漁業権を取り消すことを請求する」

○清澤俊英君 農業やノリ、それの漁業権を設定しているわけですが、そこいらに入会権を持って他の漁区から入ってくる。これらは一応何かの形で権利の移譲がなければ、こういうことはできないと思うが、そういうものが相当あると思うのですが、それらはどういう形で入ってくるのですか。

○政府委員(高橋恭彦君) ただいまの御質問のノリの区画漁業権等について他の組合員がその漁場の一部に入つてすることは、法制上どうかということですがございますが、これは漁業法において入漁権の問題でございます。従いまして今のこの漁業法上規定しておる貯貸ではなくて、その漁業権に設定された入漁権の効果として他の組合員がその当該漁場に入つてくる、こういう関係になっております。

○清澤俊英君 その際人の区画漁業区の場所へ他の者が入つてくる、すると区画漁業協同組合といいますか、漁業

協同組合に一応のわたりをつける、そして入漁権を得るのではないか、こう思いますが、これらがただで、無償渡じやないでしょうか、貸付といううなことが考えられるのじやないか。実質的にはそういうものがある限りは、無償で何か過去における何といふのがあって、こういうものはそういう区画漁業権のある場所へ入漁権があると、いうものがあれば別で、それとも、そうでないものが相当離れた所から入りてきて、三里も五里も離れた所から入ってきて、これは一つの極端な例ですけれども、例の屏風ヶ浦の埋め立ての問題で明瞭になったのですが、ある地区においては前側から入ってくる。東京湾を越した向こう側から来ている。これらは習慣だの歴史だのということはちょっと考えられない所から入ってくる。こういうことを見ますと、それは何か実質上の金銭代償を払って年々入って、何か借り入れをしているのか、あるいは入漁権の代償を払っているのか、こういう実質上私はやっぱり貸付になっているのじやないかと思いますが。

が入漁権の設定に基づきまして入って来るわけでございます。なお、この入漁権につきましては、第四十四条に書いたとおり、協定と申しますか、契約ができました。そこで、書面によってその内容を明確には、書面によってその内容を明確にしなければならないという規定がござりまするが、この中にも書いてありますように、入漁料の定めがある場合には、その事項を書面の内容として記載しなければならない、こういうことを規定しておるわけでござります。

さて、その次は実態の問題でございますが、たとえば東京側におきますする大森周辺のノリの漁業者が千葉県のノリの場所におきまして、特にノリの種付の関係で、これは御案内のように、東京側の種場よりも千葉県側の方が種場として優秀でございますので、種場の関係で千葉県の区画漁業権に対しまして東京側が入漁権の設定をするという場合が往々ございます。従いまして、おおむねは周辺の漁業協同組合間の入漁が多いのですけれども、県を異にし、対岸の漁場に入漁権を設定するのも決してまれな事例ではございません。

となれば、その代價を払つて契約が行なわれることになれば、これは貸付けもできるし、借り入れもできる、業種によつては、こういうことを聞いておられます。それが実質上どうだということをききましたは、ただいま御説明申し上げましたように、漁業法上明確に規定しておりますし、一方、漁業権全体が賃貸を禁止しておるわけでござりますが、入漁権につきましては、やり方なりで、内容について明確に規定しておりますので、私どもは入漁権の設定が漁業法でいう漁業権そのものの賃貸には該当しない、というふうに考えておりまます。ただ、入漁料その他の問題について賃貸料とほぼ同じような性格を有しますので、その意味で賃貸と同じではないかという御指摘だと思いますけれども、漁業法におきましては、入漁権に基づきまして他人の持つておる漁業権に入り込んでその一部ないしは全部を人漁権に基づきまして入つていく場合には、これは漁業法でいう賃貸の禁止の規定には該当しないというふうに考へるものでござります。

漁業権の、共同漁業権を想定した場合に、隣りの部落が入漁権に基づきまして、隣りの漁業協同組合にテングサツについて地元の漁業協同組合員と一緒になっておるというのが入漁権の本質をなつておるというふうに考らうと思つております。

ただ、ノリの区画漁業権、すなはち、ノリの養殖になりますと、確かに物理的に本権者と全く同一の場所を同時に入り会つて取ることは、物理的に不可能でございますので、先生たゞま御指摘のように、そのような点に重点を置いて考えると、漁業権の一部債貸とどこが違うかという点が確かに問題になるわけでございまして、この上は、法律的にもかなり議論のあるところでございまするけれども、現行法ではその点を割り切りまして、入漁権に基づきまする区画漁業権の入り会つては賃貸ではない、賃貸と区分して制度化しているようなわけでござります。

○鶴田得治君 一応そこ解放は承つておきますが、他資本との共同經營は差しつかえない、ただし他資本が事実上經營を支配するような格好になつてしまひない、こうなつておるわけですが、支配しているかどうかということことは、いろいろの点を検討する必要があるでしょうが、そういう他資本との共同經營というような格好のものですね、これは全国的に幾つくらいあるのですか。調査がありましたら。

○政府委員(高橋泰彦君) 問題は定置漁業権が一番、漁業権の中でも共同漁業権と区画漁業権については、その開拓率が比較的少のうございまして、やはり多額の資本が必要な定置漁業権に於ける問題が一番多からうというふうに考

えるわけでございまして、この問題はやはり個人に定置漁業権を免許したのではなくて、漁業協同組合に免許した場合がそういうあれがかなり多からうと思うわけでございますが、先生の御質問の御返事によると、おつとめしまして

ば、協同組合だけやる、それでは資本が足らないからということで、はかの個人なり会社をそこへ引き込んでくると、こういうものですね。

○政府委員(高橋泰彦君) そうでござ

かは別問題として、やはり問題は、その生産手段と申しますが、漁具、漁船等を組合が持つておるのか、個人が持つておるのか、会社が持つておるのかというところを一つの、何といいましょうか、二つの問題と割り切る場合

○政府委員(高橋泰彦君)　この千八百二件と申しますのは、個人または会社の単独で免許を受けた場合でございまして、個人または会社が共同で免許を受ける場合に三百三十二件あります。

これをあまり免許期間を短くいたしますと、権利と実際の経営との間を適確にすることはできますがけれども、あまり短くいたしましたと、経営の安定が期せられない。それからあまり長くい

●鶴田治君　表面的な数字だ、一
志。共同経営をやつて、るような
すか、経営のほんとうの真相について
の、單なる表面的な数字でなくて……。

します。ただ問題は、單獨で漁業協同組合が免許を受けた場合であっても、表面に出ないで、実質的に資本の供給を仰ぐというケースもございますから、要するに、漁業士同組合が也、いつ

すが、それらの問題を半別々に扱う場合の、一つの目安としておるわけでござります。おそらく、理論的には、組合と個人と、たとえば共同経営に入った場合に、理論的には、組合としては船を守

受けた場合は七百九十六件でございま
す。

たしますと、たまき先生御指摘のよ
うな事態が起りますので、一応五年
ごとに漁業権をなしにして、新しく権
利を発生させていくと、というようなこと
を見行が、見えてくると思います。

○政府委員(高橋泰彦君) 昭和三十三年
年の現在の調査によりますと、定置漁業権で申し上げますと、総件数が三千四百四十五件ございます。そのうち漁業協同組合に単独に免許をされたものが五百二十七件、それから漁業生産組合に免許されたものが百二十一件、個人その他他の会社等に単独に免許されたものが千八百二十一件、その他が二十一件

資本を持つてきて、共同経営みたいな
格好をとるのが、百四件だけに限るの
かという御質問でありますれば、必ず
しもそうではなくして、ほかにも、名
義は単独でも、実質は共同の場合もある
り得ると、しかし、名義も内容も共同
のものということであれば、ただいま
申しましたような百四件に相なろうか
と思ひます。

たず、網も持たないで、実質的には經營の支配権を取つておるのだといふこともあり得るわけではござりまするけれども、しかし、私どもとしては、やはり一つの目安として、網の所有権は組合にあるのか個人にあるのかと、いつも、一つの目安として見当を立ておるわけでございまして、そういう見当を立てた上で、適切な府県当局も指

○政府委員(高橋泰彦君) 免許申請時
において、個人または会社が私どもの
取りやすいものを表にして、個人で
すから、会社ほどきつちりした帳簿を
備えつけるというわけでもないから、
皆さんの方から調べようと思つたつ
て、なかなか一そく調査がしにくいや
けですね。それはどうです。

○亀田得治君 そういう表と中身がいつの間にか違ってきた、そういうような理由で取り消し処分を行政上したような実例はあるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 私どもの記憶している範囲ではございません。この規定はそういう場合に漁業権を取り

でございます。それから御指摘のように共同免許の場合でございますね、二つ以上の漁業協同組合に対して免許を出した件数が四十三件、それから漁業協同組合と漁業協同組合以外のものとの共同に対して免許をしたもの、これがただいま問題になつたところでござりますが、これは百四件、それから個人会社の共同免許に属するものが七百九

○亀田得治君　名義上も、協同組合とはかの資本とが、免許を取るときから表に出ているというものは、これは知事の方でも十分調査できるわけですね。だから、こういうのは、それでも調査が隙漏だつたりすれば、やはり事実上、実際上漁業できないものが権利を握っているというふうなことも、やはりあると思うのですね。その調査は

導をする場合には、一つの参考資料にならうかということです。くだくだ申しましたが、要するに、經營の内部に入つての調査は、事實上、なかなかむずかしい問題でござります。
○亀田得治君 そういう調査権といふものは別にないのですか、強制的に調査するというようなことは。
○政府委員(高橋泰彦君) これは一般

方でつかみにくいといふようなことは、むしろ少ないのでございまして、これは免許時においては少なくともわかつてゐるわけでござります。ただ問題は、定置漁業というのは、非常に豊凶の差が激しいものでございますから、経営の途中で赤字をしそうにみまして、その関係で実質的な経営が多少免許時とは違つてくるようなケースも

規定していらないもの、その辺の配慮が、これは立法の趣旨としてあつたわけのございまして、海区漁業調整委員会が弊害を認めて、意識的に変わってくるような場合には、適格性その他の問題から非常に弊害があるという場合には、海区漁業調整委員会の方から取消しが要求されると、その場合に、知

十六件、その他の三十六件というような状況でございます。
○亀田得治君 この百四件というの
は、これは何と何の共同ですか、もう

○政府委員(高橋泰彦君) これは経営の内容に入りまして、実質上、だれがリーダー・シップをとつておるかといふやうでいるのですか。

必要な監督権限は知事にござりますし、
必要な報告書を出すことを要求する規
定もございます。それに従つて報告を
出させることができるのですございま

ございまして、この点は御指摘のよう
に、結果としてある年数がたってしま
いますと、免許当時の漁業権者である
かどうか、はなはだあいまいな格好に

○政府委員(高橋泰彦君) これは漁業協同組合と、たとえば何某という個人または漁業協同組合と何々会社というようなものに対する共同の免許でござります。

う調査に相なろうかと思ひます。これは調査に行きましたも、二日や三日の出張の日数では、なかなか実態がつかめない場合が多いのは、私ども経験いたしております。それで一体、私どもは、そういう調査なり何なりをす場合に、これは当たつておるかどうか

○亀田得治君 それから個人の場合が相当件数ありましたね。千八百ですか、個人並びに会社、これはこの中は、表面には共同者が現われておらぬやつですね。複数の個人のやつも入っているのですか、千八百二件という

なる事態が実は相當ござります。従いまして、私どもとしては、定置漁業権を現行法では免許期間を五年としております。この五年といったのは、やはり豊凶の問題、従つて、それによるところの經營の多少の移動の問題も考えて いるわけでございまして、

ざいます。その場合に、免許當時と全然同じでなければ直ちに漁業権を取り消さなければならない」というふうにすると、かなり実態的にも合わない点が出てくるのではないかということですが、この立法当时考慮されたものと、私どもは解釈しております。

○亀田得治君 この三十八条の第一項には、十四条の適格性というものがなくなつた場合には、知事は取り消さなければならぬ。ねばならないと、ちゃんと義務づけておりますね。もちろん海区の調整委員会の意見は聞くわけですが、できる、じやなしに「取り消さなければならない」三項の方は、「できる」ですけれども、第一項の方はちゃんと義務的に書いてあります。

○政府委員(高橋泰彦君) その通りでございます。それで第一項の方は、主として十四条の適格性の問題でござります。この十四条の適格性の問題はかなり本質的な問題でございまして、たとえば漁業協同組合と共同漁業権の關係のような本質的な問題につきまして、途中で適格性が変わったという場合には取り消さなければならない、と

いうふうに規定してござります。先ほどから御質問のありました、主として資本の問題、共同經營にからんでの優先順位等に関連するところの經營支配の第三項の規定で、漁業権者以外の者が漁業権の内容の漁業經營を支配するかどうかという問題に關しましては、これは先ほどお答えしたように、「取り消すことができる」という規定になつております。

○亀田得治君 そこの区別はわかりました。が、そうは思わないでございまして、これは相当重要な考え方でございます。一番この問題が具体的に出てきますケースは、漁業協同組合が定置漁業を經營する場合、これが大

いわけだね、場合によつては。そういう解釈ですね。

○政府委員(高橋泰彦君) 第三項・第四項の規定から見ますとそのように考

えられます。

○亀田得治君 そして実際上取り消し処分されたものがないと、こういうことになりますと、もうこんなことは大っぴらに行なわれているのじやないですか。水産庁も知事の方も、そんなにちゃんと義務的に書いてあります

と、これは名義だけ権利取りやすい者にやらして、そうしてあとほどんど大っぴらにこれはやっていける規定だ。もしそんなことならこんなややこしい書き方でなしに、表と裏と何か逆になつてしまふような実際上の運営では第一、取り消すことができるといふことになつておるのに、一件も取り

りそういう問題は眼中に置いてないんじゃないですか、行政面で。

○政府委員(高橋泰彦君) お言葉です

が、そうは思わないでございまして、それは頼つて、何と申しますか、一応の答弁とし

ては、漁業協同組合が經營するというございまして、私の感じといたしましては、漁業協同組合が經營上の資本の問題として、他人の經營参加を認めるることはやむを得ない場合があるわ

けでございます。これはもちろん資本と技術の問題がござりまするが、やはり定置漁業という非常に資本がかかるにもかかわらず、豊凶常ならぬ不安

定なものでござりまするので、なかなか組合としてはこの問題に、この定置漁業の經營に失敗いたしますと、なかなか立ち上がりが容易ではないわけでござります。現に私ども組合の調査をいたしましても、漁業協同組合の赤字の組合を調べましても、自當に失敗する例が相当多いわけでござります。それならばすぐ問題が出るわけで、そういうような漁業は組合が本来經營すべきものではないんじやないか、という御意見もあらうかと思ひます。しか

しながら漁業権を与えた趣旨に反すると思は漁業免許を漁民に与えながら、それがほかに資本家に頼らなければ經營していくのが、結局そういうことになれば、うまうまいことはできぬだらうが、しから対しまして、とにかく經營する以外に権利者たることを許されておらないわけでござりますから、従いまして漁業協同組合としては、そういう言葉が適切であるかどうかは別問題として、や無理な態勢のもとにこの定置の經營に入るという場合もござります。従いまして、その經營に入る場合ないしは、たん単独だけで經營いたしましたて、あとで資本面で他人の資本参加が求められてくるということはあるわけございまして、これはそういう言葉が許されるとすれば、漁業協同組合側に立つて私どもが見ますと、現行法を直ちにどうするかということについてござります。一応この問題が具体的に出てきますケースは、漁業協同組合

が定置漁業を經營する場合、これが大半の問題でござりまするが、理屈を申すようござりまするが、この定置を漁業協同組合が經營するということが大半の問題でござります。これはもちろん資本と技術の問題がござりまするが、どちらって經營の主体になつていて、他人の經營参加を認めることはやむを得ない場合があるわ

けでございます。これはもちろん資本と技術の問題がござりまするが、どちらって經營の主体になつていて、他人の經營参加を認めることはやむを得ない場合があるわ

けでございます。これがもちろん資本と技術の問題がござりまするが、どちらって經營の主体になつていて、他人の經營参加を認めることはやむを得ない場合があるわ

問題は、最近のところでございません。

○亀田得治君 この漁業権の侵害といふことの意味はどういうふうに水産庁解釈しているのですかね。たとえば入漁権のないものが勝手に入ってきたとか、しかしこれは生活に困って入つてくる場合もある、多少知りつつも。それがティピカルだと思いますけれども、たとえばああいう四日市の工場など、ああいう事態という事態というものはここに該当しないですか。権利を侵害しているわけでしょう。

○政府委員(高橋泰彦君) 具体的な御質問でございますが、たとえば漁業権を設定しておる漁場に対しまして、漁業者が一種の漁業という行為によってその漁業権を侵害するについては、先ほどお答えした通りなんです。しかし、漁業権に対する、漁業それ自体に對しましては、そのような事案だけではなく、御指摘のように、たとえば他産業によるいろいろな被害を与えるというケースがあるわけであります。これは漁業権は物権と見なされておりますし、土地に関する規定を準用されているわけでございます。従いまして、漁業権に対して、他産業からその財産的な価値に対しまして損害を与えるような場合には、当然損害賠償の請求があることは、これは申し上げるまでもないことでございます。

○亀田得治君 や、そんな民事上の損害賠償請求権じゃなしに、ここに書いてあるじゃないですか。漁業権を侵害した者は二万円以下の罰金に処する、どうして侵害にならぬのですか。侵害したから民事上の請求権があるわけでしょう。同じ言葉じゃないですか。

か。だからこれに入るのだということになれば、あんな被害を及ぼしてだ

うして工場が民事上の損害賠償を請求できるのに、どうしてこれに当らぬと申告していじめなければいかぬ、そんなことは研究しないで言うてたね。そうして言いませんとね。それに当らぬとどうやることを断定するのはちょっとおかしい。これを操作

りになった場合には漁民同士の、そういう権利のないものがちょっと隣りへ釣に行つたとか、そういうことを考えているのだと思う。けれども言葉そのものからいつたら、何もみな含まれるでしよう。

○政府委員(高橋泰彦君) あるいは私はもの研究不足かとも思います。わゆる一応の解釈といたしましては、この百四十三条に書いてあります、「漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者」というのは、これはあくまでも漁場を他人を守る立場にいるので、もつと積極的に考えなければならない。だからその刑罰の規定からいうたら、この汚水などをどんどん流して、漁業権をやっぱりこされは侵害しておるわけですからね。だからそういうものまではこれは考えていなかつたのだろう、これを作ったときには、それまで考えておればこれはもつと刑罰が重いはずですよ。しかし言葉として、一番いい例は、先ほどのお説のよう、漁業を他人が当該漁場に来て漁業権に属する漁業をするような場合これがティピカルな例でございますが、たとえば汚れその他で出た場合に、漁業権者としていろいろなことを言つて、ざるくまえてじやんじやんやることは、これはもう

申すまでもないことでございますが、

ただ問題は百四十三条であるかどうか

うじゃないと思いませんけれども、私も法律の方はあまりよく知らないのでござりますから、なおよく専門家にも研究していただきまして、その上で正確にお答えいたしたいと思います。

○亀田得治君 これは刑事罰ですかね、もちろん犯意が要るわけです。だから汚水だということをわかりながらどんどん流している。それで新聞にも書いてある。なおかつ流している。知らぬ間はこれは百四十三条を適用することはできない。知つてしまえば、これはあなたが犯罪的行動ですよ。生活に困った漁民が権利がないのにちよつとほかの魚を取つたと、それを処罰しながら、わかつておつてたくさん魚族が困るようなことを堂々とやっているのだとと思う。けれども言葉そのものはからいつたら、何もみな含まれるでしよう。

○政府委員(高橋泰彦君) あるいは私はもの規定があることは気がつかなかったけれども、あなたも委員長も一緒に行つたときには明確に重油を流した船はわかっている。ただその流す際に、密輸の船がやつたのです。それが第一次の請負者に請負わして規定の場所に流すようにしたんだと、それが第一の請負者が二番目の請負者にこれを請負わしたわけであります。それがたまたま朝鮮人であつて非常な資産のない人で、暗喰の能力がない。こういうのであればうやむやになつたのですがね。

○清澤俊英君 関連。これは僕らもこの規定があることは気がつかなかつたけれども、あなたも委員長も一緒に行つたときには明確に重油を流した船はわかっている。だからそいつを契約条項をつけるようにとすることを強く通産省に要求して、そうしてそれを規定からいうたら、この汚水などをどんどん流して、漁業権をやっぱりこられは侵害しておるわけですからね。だからそういうものまではこれは考えていなかつたのだろう、これを作ったときに、それまで考えておればこれはもつと刑罰が重いはずですよ。しかし言葉を捨てる場合、これを下請等にやらししき。こういう規定があれば、はつきりと犯罪者であることはあのときは明確であったんです。これははつきりしただけれども、取れないものは仕方がないじやないか、こういうのであるときにはやめてしまつた、中途で。あるいはやくましくは東京湾における糞尿の放棄ですか、いわゆる規定の場所へこれを捨てる場合、これを下請等にやらしした場合に問題が起きたときの準備として、そういうものをちゃんと一つ規定をつける。こういうことは水産庁に要するようになつたはずですが、現在行なわれておりますか。

○政府委員(高橋泰彦君) 御指摘のように石油類の投棄の問題、それからその次に糞尿の投棄の問題があるわけであります。しかしも、いずれも法律または条例によりますと、この投棄すべき限界を定めて、この投棄すべき限界を定めて、それを厳重に守つていただきたい。特に糞尿等の問題につきましては、過日関係省の間で協議をいたしまして、根本的には施設の完備、東京都に完備していただけけれども、間に合わない場合であつて、あまり漁業に直接的に影響を及ぼ

すような近いところで、しかもそれをもぐつて投げられるというようなことに對しては、それそれの所管の省に対しまして、私どもとして取り締まりを要求しているような次第でございま

す。

○清澤俊英君 だからね、糞尿の問題だつて今年あつたでしよう。勝浦で。あれはほとんど糞尿が一ぱいであって、もうどうにもできないということがあつたでしよう。それからノリに石油がついたということはもう数件あるのです。だから私が言うのは、これをそういう規定の場所まで、東京湾外何海里というのでしよう、そういう規定のところに行って放棄するまでの責任を、東京都が屎尿の始末をするならば、これに役人をつけてやればいいことなんです。そうしてそこへはっきり投げればいいのです。投げないでいるものがあった場合は、これはもう明確な問題ですから、東京都がこれに補償しなければならない。こういうものをつくりさしたらどうだと、こう言つる場合には、これもやはり放棄場所があなたの言われる通りきまつているのだから、これを請負等でやって、現実に三段階も請負がだんだん下へ下がってきて、最後のときには犯罪がはつきりわかつておつても、これは朝鮮人であつて、まあ朝鮮人であろうと、日本人であろうと、そんなことは問題でないと思うのですが、賠償能力がないのだということでもううやむやになつた、おれは知らない、おれは知らないで。だからこういう場合に、廃棄契約をする場合には、必ずこれを廃棄する船舶の所有者が、これに対する最後ま

での責任を負う、こういう契約をした場合には、その会社が損害の責任を負う。従つてちゃんとそこまでのものをやつたらどうか、何べんもあるのですからこれは。あなたの方のところだけじやない、もう請負ではたくさんあるのですよ。この事例が。農林省の工事請負にはちゃんとそれがきまつているのですよ。下請負が賃金の未払いの場合は元請負が払う。それを支払いをするとんだ、こういうことが契約の中にちゃんとうたわれて下までおりていますよ。だからそれくらいのことはやはりがんばって、あなた方がらやつてもらわなかつたら、いつまでたつたつて紛糾は片づかぬと思うのですよ。

○理事(秋山俊一郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○理事(秋山俊一郎君) 速記を始め

て。

それでは三案につきましては、本日はこの程度にいたします。
本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時三分散会